

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、さまざまな困難に直面したかたがたが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して10万円の現金を支給します。

支給対象となる世帯

①住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で皆野町に住民登録があり、世帯全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。必要事項を記入し確認書発送日から3か月以内に確認書の返送をお願いします。

なお、令和4年1月2日以降に転入したかたがいる世帯で、課税状況を町で確認できない場合は、世帯全員が非課税であっても「確認書」は送付されません。この場合、給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。

②家計急変世帯(要申請)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、世帯全員それぞれの1年間の収入見込額が住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

給与の目安(例) 単身の場合93万円以下、2人世帯の場合137万8千円以下

3人世帯の場合168万円以下、4人世帯の場合209万7千円以下

対象外となる世帯

次のいずれかに該当する世帯

- ・令和3年度住民税非課税世帯給付金または家計急変世帯給付金を既に受給した世帯(既受給世帯の世帯主を含む世帯)
- ・令和3年度非課税世帯給付金の確認書が送付された世帯で、令和4年5月16日までに申請されなかった世帯
- ・住民税が課税されている者の青色専従者給与を受けている者および扶養親族などのみからなる世帯

給付額

1世帯あたり10万円(住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯につき1回限り) 申請書は福祉課(④番窓口)のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

【介護保険料】新型コロナウイルス感染症の影響による減免

次の①または②となった世帯は、申請により介護保険料が全額免除・一部減額になります。

①主たる生計維持者が死亡・重篤となった(全額免除)

②主たる生計維持者の収入が前年と比べ3割以上減少し、前年の所得合計額が400万円以下(一部減額)

※収入を証明する書類の提出が必要です(月別収入の内訳がわかるもの)。

申請に必要な書類などの詳細については、下記担当までお問い合わせください。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233